

高気圧酸素治療専門技師制度規則

第1章 総則

第1条 この規則は、高気圧酸素治療の技術水準の進歩と安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条 日本高気圧環境・潜水医学会（以下「本会」という。）は、前条の目的を達成するために、高気圧酸素治療専門技師（以下「専門技師」という。）を認定する。

第2章 専門技師制度を運用する機関

第3条 本会は、専門技師制度を適正かつ円滑な運用をはかるために、認定・試験委員会を置く。

第3章 専門技師を認定審査する機関

第4条 本会は、専門技師の認定を審査するために、認定・試験委員会を置く。

第5条 認定・試験委員会は、本会の代表理事が理事会の議決を経て委嘱した若干名の委員によって構成される。

第6条 認定・試験委員会は、委員長が招集する。

第4章 専門技師認定申請の資格

第7条 専門技師の認定の審査を申請する者は、次の各項に定める資格を満たす者とする。

1. 申請時において、引き続き2年以上、本会会員であり、かつ臨床工学技士または看護師もしくは准看護師であること。
2. 臨床工学技士または看護師においては2年以上の臨床経験を有し、准看護師においては3年以上の臨床経験を有すること。
3. 高気圧酸素治療専門技師制度施行細則（以下「細則」という。）に定める期間の高気圧酸素治療の臨床修練を行った者（勤務者）であること。または、それと同等の学識と技術を習得した者であること。

第 5 章 専門技師の審査および認定

第 8 条 専門技師の認定を得ようとする者は、細則に定める申請書類を、申請手数料とともに認定・試験委員会に提出しなければならない。

第 9 条 認定・試験委員会は、毎年 1 回、専門技師申請書類の審査および試験に基づいて、専門技師としての適否を決定し、その結果を代表理事に報告する。

第 10 条 代表理事は、認定・試験委員会の報告に基づき、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

第 6 章 専門技師認定の更新

第 11 条 専門技師認定の有効期間は交付の日から 6 年とする。引続き専門技師の認定を得ようとする者は、細則に定める専門技師認定の更新手続きを行わなければならない。

第 12 条 認定・試験委員会は、毎年 1 回、専門技師更新申請書を審査し、その結果を代表理事に報告する。

第 13 条 代表理事は、認定・試験委員会が更新審査の結果、専門技師として適格と認められた者を、理事会の議を経て認定し、新たに認定証書を交付する。

第 7 章 申請内容についての直接審査

第 14 条 認定・試験委員会は、必要に応じて申請書類の内容について申請者に対して直接説明を求めることができる。

第 8 章 専門技師の喪失および取り消し

第 15 条 専門技師は次の各項の理由により、その認定を喪失する。

1. 臨床工学技士または看護師もしくは准看護師の資格を喪失したとき。
2. 本会会員の資格を喪失したとき。
3. 専門技師が自ら辞退したとき、または専門技師の認定を取り消されたとき。
4. 専門技師の更新手続きを行わなかったとき、または更新を認められなかったとき。

第 16 条 専門技師としてふさわしくない行為のあったとき、または専門技師として不適と認められたときは、認定・試験委員会、理事会および社員総会の議決によって、専門技師の認定を取り消すことができる。ただしこの場合、その専門技師に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

第 9 章 高気圧酸素治療の認定施設の資格

第 17 条 本会は、専門医療者の育成にふさわしい高気圧酸素治療施設を認定施設として別に定める。

第 10 章 補 則

第 18 条 この規則を施行するために、別に細則を定める。

第 19 条 この規則は、認定・試験委員会、理事会および社員総会の議を経て変更することができる。

第 20 条 旧規則により、臨床高気圧酸素治療技師を取得しているものは、高気圧酸素治療専門技師とみなす。

付 則 この規則は、平成 7 年 11 月 16 日から施行する。

この改定は、平成 12 年 11 月 9 日から施行する。

この改定は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

この改定は、平成 16 年 1 月 24 日から施行する。

この改定は、平成 18 年 11 月 4 日から施行する。

この改定は、平成 22 年 11 月 28 日から施行する。

この改定は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

高気圧酸素治療専門技師制度施行細則

第1章 高気圧酸素治療専門技師制度の施行および運用

第1条 認定・試験委員会は、高気圧酸素治療専門技師制度規則（以下「規則」という。）および高気圧酸素治療専門技師制度施行細則（以下「細則」という。）を運用し、運用にあたって生じた疑義を処理する。

第2条 認定・試験委員会は、高気圧酸素治療専門技師（以下「専門技師」という。）の認定およびその更新に関する業務を担当する。

第2章 認定・試験委員会

第3条 日本高気圧環境・潜水医学会（以下「本会」という。）の代表理事は、理事会の議決を経て、次の各号の委員を委嘱する。

1. 認定・試験業務を管掌する本会の理事1名
2. 本会の会員若干名
3. その他、理事会が必要と認めた会員若干名

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続3期（6年）を超えることはできない。

第5条 委員会の委員長は、細則第3条1に掲げる委員をもって充てる。

第6条 委員に欠員を生じたときは、その後任は委員長が推薦し、委員会の議を経て代表理事が委嘱する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 委員会は定員の3分の2以上の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。やむを得ない理由により委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項に書面で票決することができる。

第3章 専門技師認定申請資格の基準

第8条 専門技師になろうとする者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

1. 高気圧酸素治療装置を有する医療施設において、2年以上の高気圧酸素治療の実地経験（実務経験）を有すること。
2. 本会が定める教育集会の基礎編と臨床編を申請前の3年以内に受講していること。

第4章 専門技師の認定

第9条 専門技師の認定を受けようとする者は、次の各項に定める書類を委員会に提出しなければならない。

1. 高気圧酸素治療専門技師認定申請書
2. 臨床工学技士または看護師もしくは准看護師の免許証（写し）
3. 細則第8条1に規定する施設ごとの勤務証明書
4. 教育集会の受講証（写し）

第5章 専門技師における勤務歴の証明

第10条 専門技師の認定を受けようとする者は、専門技師申請書の高気圧酸素治療勤務歴記載事項について、勤務した施設ごとに施設長の証明を得なければならない。

第6章 専門技師の更新

第11条 専門技師認定の有効期限の満了にともない、引き続いて専門技師の認定を得ようとするものは、過去6年間の会員歴および高気圧酸素治療の診療実績または指導歴があり、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

1. 高気圧酸素治療専門技師認定更新申請書
 - 1) 履歴書
 - 2) 業績目録：学術論文、学会発表、学会出席
 - 3) 2)の証明（写し）
 - 4) 認定証の写し

*：業績目録には、委員会が定める別表1の配点にしたがい、総合計24単位以上を取得していなければならない。

第7章 専門技師の申請と審査料

第12条 申請者は毎年、委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。

第13条 申請手数料は次の通りである。

専門技師審査手数料 10,000 円

専門技師更新手数料 10,000 円

第14条 既納の審査手数料ないし更新手数料は返納しない。

第8章 登録料

第15条 専門技師認定証書の交付を受ける者は、登録料として10,000円を納入しなければならない。

第16条 既納の登録料は返納しない。

第9章 例外処置

第17条 認定・試験委員会は、規則第10条にかかわらず、病気、出産や留学等については、専門技師認定の有効期限を延長することができる。

第10章 補 則

第18条 細則第11条にいう業績にかかわる単位数は、別表1に定める配点にしたがうものとする。

付 則 この細則は、平成27年12月1日から施行する。

この細則は、平成29年11月10日から施行する。

別表1 更新に必要な単位数に関する配点法

区 分	学会と学術誌の種別	単位数	
		筆頭者	筆頭者以外
学術論文	日本高気圧環境・潜水医学会雑誌に掲載された論文など	8 単位	2 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会雑誌に掲載された短報など	4 単位	1 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会が認める学術誌に掲載された論文など ^{注1}	4 単位	1 単位
学術集会発表	日本高気圧環境・潜水医学会学術総会	8 単位	2 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会地方会	4 単位	1 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会が別に定める学術集会	4 単位	1 単位
学術集会出席	日本高気圧環境・潜水医学会学術総会	16 単位	
	日本高気圧環境・潜水医学会地方会	4 単位	
	日本高気圧環境・潜水医学会教育集会	*16 単位	
	高気圧酸素治療安全協会教育セミナー	4 単位	
	日本高気圧環境・潜水医学会が別に定める学術集会	2 単位	

注1 高気圧医学に関するものに限る